

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部における資格喪失日の記録を昭和30年7月1日に、同社E部における資格喪失日の記録を32年5月2日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①は9,000円、申立期間②は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月21日から同年7月1日まで  
② 昭和32年4月21日から同年5月2日まで

昭和28年3月に高校を卒業した後にD社に入社し、その後、A社に異動したが、平成6年5月に定年退職するまで継続して勤務していた。申立期間が未加入期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険及びB社が加入する健康保険組合における健康保険の加入記録、同社から提出された申立人に係る人事記録、並びに同僚（当時）の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和30年7月1日にA社C部から同社E部に異動、32年5月2日に同社E部から同社F部に異動）、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人のA社C部における昭和30年4月及び同社E部における32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和30年5月及び同年6月を9,000円、32年4月を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

A社に入社後、申立期間を含む昭和33年10月から59年3月20日までの期間については、C事業所へ継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録に空白が生じているため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び同人に係る雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し（この間、A社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D営業所は昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B営業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたE公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社

会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで  
昭和34年9月にA社B営業所から同社C営業所へ転勤したが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主が保管する労働者名簿から、申立人がA社に継続して勤務し（この間、A社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C営業所は昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B営業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和34年8月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたD公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1643

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで  
A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、24万円と記録されている。

しかしながら、申立てに係る事業所が加入しているC厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び同基金の加入員台帳から、同基金の申立期間の標準報酬月額は平成4年10月の定時決定により30万円と記録されていることが確認できる。

また、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用している旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から16年8月までは30万円、同年9月は32万円、同年10月から17年2月までは30万円、同年3月から同年8月までは32万円、同年9月から18年2月までは30万円、同年3月から19年8月までは32万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は15万円、同年12月22日は22万円、16年8月11日は20万円、同年12月22日は20万4,000円、17年8月11日は21万円、同年12月22日は20万4,000円、18年8月11日は23万円、同年12月20日は22万円、19年8月31日及び同年12月25日は20万円、20年8月20日は9万円、同年12月29日は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年8月8日  
③ 平成15年12月22日  
④ 平成16年8月11日  
⑤ 平成16年12月22日  
⑥ 平成17年8月11日  
⑦ 平成17年12月22日  
⑧ 平成18年8月11日

- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 8 月 31 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑫ 平成 20 年 8 月 20 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②、③及び⑤から⑬までの標準賞与額について、保管している給与明細書と比較して年金記録が低額となっているため、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間④の賞与については年金の記録となっていないが、給与明細書を確認すると賞与が支給され、保険料も控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書、源泉徴収票、金融機関への給与振込額、A社が保管する申立人に係る給料台帳、源泉徴収簿兼貸金台帳（以下「貸金台帳」という。）等から、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記資料により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成 13 年 8 月から 16 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月から 17 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から 18 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月から 19 年 8 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額について社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑬までについては、申立人の所持する賞与明細書、源泉徴収票、金融機関への賞与振込額及び申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記資料により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成15年8月8日は15万円、同年12月22日は22万円、16年8月11日は20万円、同年12月22日は20万4,000円、17年8月11日は21万円、同年12月22日は20万4,000円、18年8月11日は23万円、同年12月20日は22万円、19年8月31日及び同年12月25日は20万円、20年8月20日は9万円、同年12月29日は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与額を社会保険事務所に対し届け出していない、又は誤った届出を行い、上記期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は20万円、16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日及び同年12月22日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年7月30日  
③ 平成16年12月24日  
④ 平成17年7月29日  
⑤ 平成17年12月22日

申立期間について通帳を確認したところ、賞与が支給されているにもかかわらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①から⑤までについて、市県民税課税台帳、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額について、上記資料から、申立期間①は申立人の賞与額に基づき 20 万円、申立期間②から⑤までは厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案1646

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和37年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

昭和37年4月にA社に入社後、41年8月に退職するまで途中で退職したことはないにもかかわらず、C工場からB支社への転勤の際に厚生年金保険の加入記録が途切れているため、申立期間をいずれかの事業所における被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年11月21日に同社C工場から同社B支社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 岡山国民年金 事案 977

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成3年3月まで

私は、20歳になる1か月ほど前に実家の母親から電話で国民年金への加入を勧められ、加入手続を行った。仕送り額が1万円増え、支所の窓口で納付していた。年金手帳に20歳の誕生日の前日が書かれていたのが20歳から納付していた証拠であるのに、平成3年4月からの記録しかないことに納得がいかない。20歳からの納付記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になる1か月ほど前に母親から国民年金への加入を勧められ手続を行ったと申し立てているが、母親の加入手続を勧めた時期に関する記憶は明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されていることが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者記録から推認でき、その時点では申立期間のうちの昭和63年2月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間は学生の任意加入対象期間であり、制度上、遡って加入することはできない。

さらに、申立人の住民票は、20歳になる前から申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日まで同一の市にあったことが確認でき、氏名の変更もなく、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 岡山厚生年金 事案 1642

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 3 日から同年 7 月 1 日まで

平成 8 年 3 月に A 社に入社し、新卒で入社する社員の指導を行った。入社当初から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成 8 年 4 月 22 日実施の社内研修資料及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち 8 年 4 月以降の期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、上記の事業主は、申立期間当時は試用期間があった旨回答している上、申立人に係る平成 8 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を確認しても、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを示す記載は無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者期間となっていないのは納得できないため、加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元代表取締役の証言及び同事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所における申立人の給与支払報告書に記載された社会保険料等の額は、平成 16 年分は当時の国民年金保険料の 12 か月分と一致し、17 年分及び 18 年分は記載されておらず、19 年分は著しく低額であることから、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがわれる。

なお、申立人から提出のあった、平成 16 年 12 月分及び 17 年 1 月分の給与明細書並びに 16 年 1 月分から 19 年 3 月分までの給与明細書の内容を転記したとする資料には、厚生年金保険料控除額が記載されているが、各々の額は一致しない上、同資料の 16 年 1 月分から 17 年 7 月分までについて記載されている健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額の算出に使用されたと考えられる保険料率は、当時の法定保険料率ではなく、それぞれ、当該期間後である 23 年 3 月から 24 年 2 月までの健康保険料率及び 22 年 9 月から 23 年 8 月までの厚生年金保険料率と一致しており、いずれも不自然である。

また、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成 19 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でない上、申立人は、16 年 4 月 1 日に国民年金の資格を取得しており、同年 10 月の保険料を 18 年 11 月 28 日に納付している。

さらに、現在の代表取締役は、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたかどうかは不明である旨回答している上、給与計算を行っていたとされる申立期間当時の代表取締役等に照会を行ったが回答が得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。